

○世田谷区スポーツ推進審議会条例

平成 8 年 10 月 9 日 条例第 45 号

改正

平成 12 年 12 月 11 日 条例第 122 号

平成 20 年 3 月 11 日 条例第 2 号

平成 23 年 12 月 9 日 条例第 38 号

世田谷区スポーツ推進審議会条例

題名改正〔平成 23 年 条例 38 号〕

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年 法律 第 78 号。以下「法」という。）第 31 条の規定に基づき、区長の附属機関として、世田谷区スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔平成 20 年 条例 2 号・23 年 38 号〕

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、法第 35 条に規定するもののほか、区長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、区長に答申する。

- (1) スポーツ事業の実施及び奨励に関すること。
- (2) スポーツ関係団体の育成に関すること。
- (3) スポーツ施設の整備及び運営に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツの振興に関する重要事項

一部改正〔平成 20 年 条例 2 号・23 年 38 号〕

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

一部改正〔平成 12 年 条例 122 号〕

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

一部改正〔平成 20 年 条例 2 号〕

附 則

この条例は、平成8年11月1日から施行する。

附 則（平成12年12月11日条例第122号）

この条例は、平成13年1月26日から施行する。

附 則（平成20年3月11日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（世田谷区立総合運動場条例等の一部改正に伴う経過措置）

6 この条例の施行の前に、この条例による改正前の世田谷区立総合運動場条例、世田谷区立千歳温水プール条例、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例及び世田谷区スポーツ振興審議会条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例、世田谷区立千歳温水プール条例、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例及び世田谷区スポーツ振興審議会条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成23年12月9日条例第38号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の世田谷区スポーツ振興審議会条例第3条の規定により世田谷区スポーツ振興審議会の委員として任命され、又は委嘱されている者は、この条例による改正後の世田谷区スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第3条の規定により世田谷区スポーツ推進審議会の委員として任命され、又は委嘱された者とみなす。この場合において、当該委員の任期は、新条例第4条の規定にかかわらず、平成25年9月29日までとする。